

平成 26 年経済センサス - 基礎調査試験調査実施計画（案）

平成 23 年 月
総務省統計局

1 調査の目的

経済センサスによって得られた統計データは、ビジネスレジスターの基盤情報として利用されることとなるが、特に経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業の名簿・基礎情報を確実に捕捉し、各種統計調査の実施基盤を整備することが求められている。また、平成 28 年に実施が予定されている活動調査のための名簿として早期の提供も求められている。そのため、平成 21 年に実施された経済センサス - 基礎調査以上に事業所・企業の構造を正確にかつ迅速に把握することが必要となっている。

したがって、名寄せ作業を効率的に実施するための新たな取組やプレプリント事項に関する確認状況、各段階における事務量・作業範囲等を正確に把握するため、平成 26 年経済センサス - 基礎調査試験調査を実施し、実地に検証する必要がある。

2 検証事項

次の事項について検証する。

(1) 調査方法について

- ア 調査に関する事務量の把握
- イ オンラインで回答した事業所の把握方法

(2) 調査事項及び調査票について

- ア 調査票・確認票に係る記入状況及び様式
- イ プレプリント事項

(3) その他

- ア オンライン調査の回答率の把握

3 調査の期日

調査は、平成 24 年度に行う。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

① 事業所ごとの調査

調査の地域は、総務省が指定した地域とする。

(2) 調査の対象

① 事業所ごとの調査

調査の対象は、(1)の地域のうち、総務省が指定した数の調査区内に所在する約 3,000 の民営事業所とする。

② 企業構造の把握

調査の対象は、総務省が指定した約 1,000 企業（保有支所 100 以下）とする。

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査は、調査票、確認票及びアンケートにより実施する。

(2) 調査事項

調査票及び確認票においては、次の表に掲げる事項を調査する。

調査・確認事項		
事業所に関する事項	1	名称・所在地及び電話番号
	2	合併・分割状況
	3	経営組織
	4	事業所の開設時期
	5	事業所の主な事業の内容
	6	事業所の経理の把握
	7	事業所の前年総売上高
	8	事業所の従業者数
	9	本所の正式名称及び電話番号・所在地
	10	会社法人等番号
	11	労働保険番号
企業に関する事項	12	資本金等の額及び外国資本比率
	13	決算月
	14	持株会社か否か
	15	親会社の有無等
	16	子会社の有無等
	17	組織全体の前年総売上高
	18	組織全体の主な事業の種類
	19	組織全体の正規雇用者数
	20	傘下事業所の数
	21	傘下事業所の名称及び電話番号・所在地
	22	傘下事業所ごとの正規雇用者数

上記のうち一部については、平成 21 年経済センサス - 基礎調査結果及び行政記録情報を基にした情報をプレプリントする。

アンケートにおいては、以下に掲げる事項を調査する。

- ・ 調査方法
- ・ 調査の対象となる事業所の理解の有無とその理由
- ・ わかりにくかった調査事項の有無とその理由
- ・ 本社等において記入困難な調査事項の有無とその理由
- ・ その他調査票、調査事項及び調査関係書類等に関する意見等

6 調査の方法

(1) 調査の方法

調査は、事業所ごとの調査については事業所を調査の単位、企業構造の事前把握については企業を単位とし、次の2種類の方法で行う。

① 事業所ごとの調査

調査は、調査員が、担当調査区内の事業所に対し、調査票を配布し記入を依頼するとともに、記入済みの調査票を取集することにより行う。

② 企業構造の把握

総務省が指定する企業等（傘下事業所数 100 以下の企業等）に対し、国が委託した民間業者が確認票を直接郵送することにより配布し、記入済みの確認票を回収する。

(2) 報告の方法

報告は、事業所及び企業等の代表者又はそれに代わる者が、配布又は送付された調査票又は確認票に記入する方法若しくはオンライン回答により行う。

7 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

(1) 事業所ごとの調査

総務省－都道府県－市区－調査員－調査事業所

(2) 企業構造の把握

総務省（民間委託）－調査企業

8 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

(1) 調査員は、調査状況、事業所の協力状況等に基づき、調査員記録表を作成する。

(2) 実施都道府県及び実施市区の職員は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・取集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。

(3) 民間委託会社は、調査終了後、企業構造の把握について、調査報告書を作成し、総務省統計局に提出する。

9 その他

(1) この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として、総務省が実施する。

(2) 調査期間中、総務省の職員が各市区（各都道府県）における調査状況等を把握する。